

平成25年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年4月22日(月) 午後1:30~午後2:40

2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠 員
"	3	工藤 昭治
"	4	前山 勝造
"	5	小坂 敏
"	6	小澤 守昭
"	7	佐藤 光男
職務代理	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (2人)

2番 村下 健治 8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第9号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について

日程第4 議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第7 議案第13号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、3番 工藤 昭治 君 お願いします。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
議 長	<p>本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第5回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と 言うことをご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5番 小坂 敏 君 並びに 6番 小澤 守昭 君を指名 いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より告事項の朗読と説明を求め ます。</p>
事務局	<p>(諸般の報告について朗読と説明)</p>
議 長	<p>次に日程第3、議案第9号 新郷村農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたしま す。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第9号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>平成 25 年度新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農 業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、職員の任免について農業委員会の承認 を求めるものです。任用 事務局長 角岸 繁信、解任 事務局長 熊谷 誠悦</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なしの声あり</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第9号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なしの声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議 長	<p>次に日程第4、議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について</p> <p>別段面積を当委員会では新郷村全域を30aに設定しており、農地法では下限面積30a以上もたないと農地を取得できないこととなっています。この別段面積の設定については、毎年農業委員会で適正かどうか審議することとなっていますので、見直しの必要性について意見を求めるものです。</p> <p>事務局としては農地法施行規則第17条第1項及び第2項に該当しないため、見直しはしなくてもいいのではないかと考えられます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なしの声あり</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なしの声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第5、議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>受付番号1号を審議に付します。それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により下記の農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>平成25年4月9日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているもので整理番号25の1号の1件で農地の所在、地目、面積、利用券権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、利用目的は田であり設定期間は6年で農地利用集積円滑化団体による所有者代理事業による解除条件付賃貸借権の設定であります。P5からP7までに利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>現地の利用状況は、申請地及び隣接する周辺農地は田であり、借受人が申請地を集積することにより、経営規模の拡大と農地の効率的利用が図られるものであり、借受人の経営状況から</p>

	見ても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、農地すべての効率的利用や、農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断されますので差し支えないものと考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当3番 工藤委員から報告を求めます。
工藤委員	議案第11号の現地調査の結果を報告します。 議案第11号の申請地は、6筆あり現在は耕作されていない状況ですが、地目は田であります。借り受け後は田として耕作を予定しているということであり、周辺農地への支障は無いと思います。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第11号の受付番号1号は、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。
議長	次に日程第6 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたしますが、私が利用権の移転を受ける者となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席します。議長を長根職務代理にお願いします。 (村岡会長 退席) (長根職務代理 議長席へ)
議長	次に日程第6 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号9号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第6 議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議をを求めるものです。 受付番号9号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。 また、P9 許可申請書の写し、P10 申請地の位置図、P11 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。

議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番前山委員から報告を求めます。
前山委員	議案第12号 受付番号9号の現地調査の結果を報告します。 受付番号9号の農地は、現在は耕作されていな地目は田であります。借り受け後は田として耕作を予定していると言うことであり、周辺農地への支障は無いと考えます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第12号の受付番号9号は、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号は原案のとおり許可することに決定しました。 村岡会長を入室させてください。議長を変わります。 (村岡会長 入室、議長席へ)
議 長	次に日程第7 議案第13号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号1号及び2号について一括審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第7号 議案第13号 受付番号1号及び2号の、農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。 受付番号1号及び2号の、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。 P13からP17に許可申請書の写し、申請地の位置図、農地法3条の調査書を添付しておりますので参考にしてください。 また、農地法第3条第3項第4号に基づく村長の意見については、許可することに異議無し の回答を4月18日付けで回答を頂いております。

議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番前山委員から報告を求めます。
前山委員	議案第13号 受付番号1号及び2号の現地調査の結果を報告します。 受付番号1号の農地は、現在は耕作されていない状況ですが、地目は田であります。借り受け後は田として耕作を予定しているということであり、周辺農地への支障は無いと考えます。 受付番号2番の農地は、現在は耕作されていない状況です。借り受け後は畑としての耕作を予定しており、周辺農地には支障は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第13号の受付番号1号及び2号は、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成25年 第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者